

袋井市消防団組織最適化計画

2026年度（令和8年度）～ 2035年度（令和17年度）



2026年（令和8年）2月
袋井市

目 次

1	はじめに	3 頁
2	計画の目的	4 頁
3	計画期間（令和8年度～令和17年度の10カ年計画）	4 頁
4	消防団の成り立ち	5 頁
5	消防団に関する国の動向	5 頁
6	袋井市消防団の現状	7 頁
7	現状から見た袋井市消防団の課題	15 頁
8	袋井市消防団維持強化の方策評価	17 頁
9	分団車両・車庫などの配置にかかる方策	32 頁
10	常備消防との関係～消防力維持のための取組み～	33 頁
	＜参考＞火災、水害活動に必要な分団の人数（30人）について	34 頁
	＜資料＞袋井市消防団充実強化検討会による取組み内容及び結果について	35 頁

1 はじめに

袋井市消防団は、2006年（平成18年）に旧袋井市消防団10個分団と旧浅羽町消防団6個分団が合併し、新たな袋井市消防団（以下「消防団」という。）が発足し、16個分団により活動を行っていた。

その後、消防団員不足等により、2015年（平成27年）4月1日に、浅羽方面隊第5分団と浅羽方面隊第6分団が分団統合し、新浅羽方面隊第5分団となり、今日まで計15個分団による活動を行っている。

しかしながら、近年の全国的な消防団員不足は袋井市にとっても大きな課題であり、1個分団の目標数である40名の人員を確保できない分団が多く発生していることから、今後の適正な消防団活動の継続が困難に陥る可能性がある。

このようなことから、「袋井市消防団充実強化検討会」（2021（令和3）～2023（令和5）年度）により消防団員の出動報酬の創設をはじめとした処遇改善、消防団に対する理解の促進、平時の消防団の在り方、装備等の充実を検討し、取り組みを進めている。

また、持続可能な活動ができるよう条例定数、年齢、機能別消防団員制度、分団の統合について検討するため「袋井市消防団組織最適化検討会」を、2024年（令和6年）6月に立ち上げ、組織の最適な規模等（定数、年齢、機能別団員制度、分団の統合）について、2025年度（令和7年度）までの2年間で検討を行い、消防団組織の最適化を図り、維持強化に取り組むため、本計画を策定する。

なお、本計画による組織の最適化の取組とあわせ、分団車両や車庫などの更新整備についても検討、見直しを行うこととする。

2 計画の目的

本計画は、地域防災力の中核を担う消防団を長期的に持続可能な組織とするため、本市の消防力の現状や人口・地勢を踏まえ、必要な団員数・分団数、資機材（車両等）及び管轄範囲などの方針を明確にし、これに基づいて組織の最適化を図ることを目的とする。

3 計画期間

2026年度（令和8年度）から2035年度（令和17年度）までの10年の計画とする。

2024年度（令和6年度）に実施した「袋井市消防団組織最適化検討業務委託」の結果に基づき、4項目（定数、年齢、機能別団員制度、分団の統合）に加え、車庫、車両の更新計画について、今後10年間の取り組みの方向性を示す。

本計画の推進にあたっては、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）のPDCAサイクルにより評価及び管理を行う。

導入に向けた検討事項の中には、相当な期間を要するものが含まれることから、消防団の活動への影響を十分に考慮し、団員や地域の理解を得ながら、時代の変化に柔軟に対応し、限られた資源を有効に活用して、効果的かつ実効性のある取組により組織の最適化を図る。

なお、必要に応じ適時適切に見直しを行うとともに、計画期間の中間年である2030年度（令和12年度）を目安として、計画の見直しを行う。



4 消防団の成り立ち

消防団の起源は、江戸時代の町火消にあり、地域住民が自発的に消火・警戒活動を行ったことに基づく。その後、明治以降の近代化を経て組織は変遷し、戦後の行政制度の整備に伴い、現在の消防団は自治体の消防（消防本部・消防署）を補完する非常備の実働部隊として制度化された。

消防団は、消防庁及び都道府県・市町村の法令・条例に基づき運営され、初期消火、救助、避難誘導、被害情報の収集等の現場活動のほか、火災予防や防災訓練の実施を通じて地域の防災力を支えている。また、その活動は地域の協力により支えられており、地域住民との連携が不可欠である。

多くの市町村において、消防本部・消防署（常備消防）と消防団（非常備消防）が相補的に連携し、地域の安全確保に努めている。

5 消防団に関する国の動向

東日本大震災を契機に地域防災力の重要性があらためて認識され、2013年（平成25年）12月13日に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が制定された。

第1章 総則

- 消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とし、地域防災力の充実強化は、消防団の強化を図ること等により地域における防災体制の強化を図ることを旨として実施（1条～3条）
- 地域防災力の充実強化を図る国及び地方公共団体の責務、など（4条）
- 防災活動への参加に係る住民の努力義務（5条）
- 地域防災力の充実強化に関する、住民、自主防災組織、消防団、地方公共団体、国等の関係者相互の連携協力義務（6条）

第2章 地域防災力の充実強化に関する計画

- 災害対策基本法上の市町村地域防災計画における、地域防災力の充実強化に関する事項についての策定・実施に関する努力義務、災害対策基本法上の地区防災計画を定めた場合の、地域防災力を充実強化するための具体的な事業計画の策定義務など（7条）

第3章 基本的施策

第1節 消防団の強化等

- 消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることに鑑み、消防団の抜本的な強化を図るため必要な国及び地方公共団体の措置義務（8条）
- 消防団の強化に関する具体的措置
- 消防団への加入の促進のため必要な国及び地方公共団体の措置義務（9条）
- 公務員の消防団員との兼職に関する特例（10条）
- 事業者・大学等の協力（11条・12条）
- 消防団員の処遇の改善のため必要な国及び地方公共団体の措置義務（13条）
- 消防団の装備の改善及び消防の相互応援の充実のため必要な国及び地方公共団体の措置義務（14条）
- 消防団の装備の改善に対し必要な国及び都道府県の財政上の措置に関する努力義務（15条）
- 消防団員の教育訓練の改善及び標準化等のため必要な国及び地方公共団体の措置義務（16条）

第2節 地域における防災体制の強化

- 防災に関する指導者の確保・養成・資質の向上、必要な資機材の確保等に関する市町村の努力義務（17条）
- 自主防災組織等の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための措置に関する市町村の努力義務（18条）
- 自主防災組織等に対する国及び地方公共団体の援助（19条・20条）
- 学校教育及び社会教育における防災に関する学習の振興のために必要な国及び地方公共団体の措置義務（21条）

6 袋井市消防団の現状（「袋井市消防団組織最適化検討業務委託報告書」から）

（１）組織構成

袋井市消防団は、消防団本部、女性消防隊、袋井方面隊10分団及び浅羽方面隊5分団で構成されており、ラッパ隊は分団から選出された団員で構成されている。

＜参考＞分団の変遷

平成18年度 旧袋井市消防団10個分団と旧浅羽町消防団6個分団が合併（2方面隊16分団体制）

平成20年度 浅羽方面隊の退団年齢の引き上げ（32歳から35歳へ）

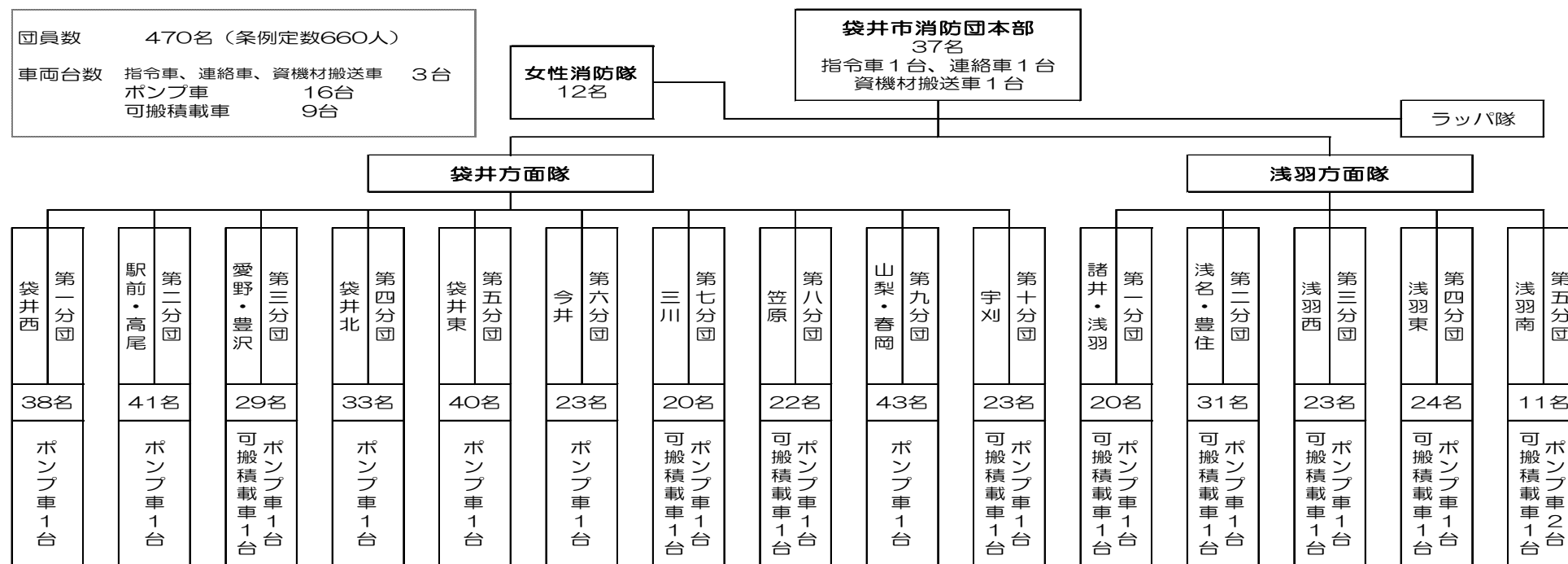
平成24年度 女性隊を設置

平成27年度 旧浅羽第5分団と旧第6分団が、団員減少により統合し、現浅羽第5分団となる

以後、分団統合などの検討は行っていない。

袋井市消防団の組織構成

2025（令和7）年4月1日現在の組織



(2) 団員の構成

袋井市消防団の定数は、団本部37人、女性消防隊23人、各分団それぞれ40人の合計660人、実団員数は、2025(令和7)年4月1日現在、470人となっており、充足率は、71.2%となっています。

特に浅羽第5分団については、実団員数が11人(分団目標団員数40人に対する充足率28%)であり、年齢構成からも、新入団員がない場合や何らかの方策がない場合、数年で団員が0人となる恐れがあります。

実団員数及び充足率の推移は下表のとおりであり、年々団員の確保が困難になっています。

団員の年齢構成

		年齢区分						計	割合
		20歳未満	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳以上	
団本部					14	22	1	37	7.9%
女性隊			2	1	1	1	1	6	2.6%
袋井方面隊	1分団		2	6	30			38	8.1%
	2分団			16	25			41	8.7%
	3分団			3	26			29	6.2%
	4分団		1	8	24			33	7.0%
	5分団		1	13	26			40	8.5%
	6分団			5	18			23	4.9%
	7分団			2	18			20	4.3%
	8分団			2	20			22	4.7%
	9分団			7	36			43	9.1%
	10分団			7	16			23	4.9%
浅羽方面隊	1分団		2	11	7			20	4.3%
	2分団		8	8	15			31	6.6%
	3分団			11	7	5		23	4.9%
	4分団		6	6	10	2		24	5.1%
	5分団			1	4	5	1	11	2.3%
計			22	107	297	35	3	470	100.0%
割合			4.7%	22.8%	63.2%	7.4%	0.6%	1.3%	

実団員数の推移

分団名	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
袋井1	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	38	37	38
袋井2	40	40	41	40	40	40	40	41	40	40	40	40	40	40	41
袋井3	40	40	40	40	40	41	40	41	40	40	40	41	40	36	29
袋井4	40	40	40	40	40	43	40	37	31	31	34	34	31	31	33
袋井5	40	40	40	40	40	40	40	39	38	35	31	27	30	40	40
袋井6	40	40	40	40	40	41	40	40	40	40	41	40	37	32	23
袋井7	40	41	40	40	40	40	41	41	38	35	32	28	26	20	20
袋井8	40	40	40	40	35	30	33	33	35	34	34	34	28	23	22
袋井9	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	41	40	40	43
袋井10	40	40	40	40	40	40	40	40	34	29	25	23	28	24	23
浅羽1	34	40	41	40	40	33	32	29	19	21	24	20	16	19	20
浅羽2	23	28	22	29	32	30	30	35	38	38	35	34	34	34	31
浅羽3	39	40	36	33	33	26	28	25	25	24	23	19	18	20	23
浅羽4	40	40	38	39	36	34	35	34	31	27	25	23	22	21	24
浅羽5	27	26	31	29	55	38	36	30	34	29	29	25	18	8	11
浅羽6	21	19	24	24											
女性		9	13	15	11	8	10	9	10	10	10	11	10	10	12
本部	32	31	30	31	30	30	31	31	32	33	33	34	34	34	37
合計	616	634	636	640	632	594	596	585	565	546	536	514	490	469	470
充足率	93	96	96	97	96	90	90	89	86	83	81	78	74	71	71

(3) 火災等の出動及び参集状況

令和元年度から令和5年度までの5年間の消防団出動記録から、この間の団本部及び各分団の参集率の平均は、25%から57%、各分団について単純に平均すると38%となっている。

	年間参集回数の 5年間平均 (回)	年間出動人員(※1) の5年間平均 (人) ①	年間待機人員(※2) の5年間平均 (人) ②	年間参集人員 の5年間平均 (人) ①+②	1回当たりの 参集率の5年間 平均(※3) (%)
袋井第1分団	11	94	67	161	39
袋井第2分団	11	58	69	127	30
袋井第3分団	12	86	61	147	33
袋井第4分団	12	107	54	161	44
袋井第5分団	11	62	82	144	48
袋井第6分団	9	67	67	134	41
袋井第7分団	10	51	56	107	38
袋井第8分団	12	70	72	142	44
袋井第9分団	9	99	89	188	56
袋井第10分団	9	53	39	92	40
浅羽第1分団	9	23	28	51	34
浅羽第2分団	11	51	43	94	26
浅羽第3分団	8	30	30	59	33
浅羽第4分団	10	41	39	80	34
浅羽第5分団	10	28	30	58	25
分団平均	10	61	55	116	38
本 部	16	306	0	306	57

※1 「出動人員」とは、火災時に現場に出動した団員の人数

※2 「待機人員」とは、火災時に分団車庫に参集した団員の人数

※3 各分団について「各年度の1回当たり平均参集人員」を「各年度の団員数」で除した値を算出し、2020(令和元)年度から2023(令和5)年度までの5年間で平均したもの

(4) 団員数の現状分析

ア 対住民比団員数

分団担当地域人口（以下管内人口）千人当たりの分団の定数を比較すると、袋井第4分団の2.6人から、袋井第8分団の16.8人まで非常に大きな地域差がある。特に袋井第4分団については、土地区画整理事業などにより、人口が増え、人口比定数（千人当たり）が低くなっている。

充足率をみると管内人口の多い袋井第2、5、9分団では充足率100%、同様に袋井第1、3分団では、それぞれ93%、90%と充足率が比較的高くなっている。

反対に、管内人口が少ない袋井第7、8、10、及び、浅羽第3、4、5分団では、充足率が20%から60%と低い値となっている。

なお、袋井第4分団は管内人口が最も多いが、充足率は78%、袋井第6分団、浅羽第2分団は管内人口が少ないにもかかわらず、充足率がそれぞれ80%及び85%と比較的高い数値となっており、管内人口の数だけではなく、地域性が実団員数に大きく関与していると考えられる。

分団別人口当たりの団員数及び充足率

分団名	担当地域人口 人	定数 人	実員 人	人口比定数 (千人当たり)	充足率	人口千人当たり 充足率
袋井1	9,151	40	37	4.4	0.93	0.10
袋井2	8,497	40	40	4.7	1.00	0.12
袋井3	9,677	40	36	4.1	0.90	0.09
袋井4	15,121	40	31	2.6	0.78	0.05
袋井5	5,596	40	40	7.1	1.00	0.18
袋井6	4,021	40	32	9.9	0.80	0.20
袋井7	2,796	40	20	14.3	0.50	0.18
袋井8	2,378	40	23	16.8	0.58	0.24
袋井9	9,140	40	40	4.4	1.00	0.11
袋井10	3,533	40	24	11.3	0.60	0.17
浅羽1	6,624	40	19	6.0	0.48	0.07
浅羽2	2,497	40	34	16.0	0.85	0.34
浅羽3	3,120	40	20	12.8	0.50	0.16
浅羽4	2,468	40	21	16.2	0.53	0.21
浅羽5	3,428	40	8	11.7	0.20	0.06
全域	88,047	600	425	6.8	0.71	0.15

イ 年代別人口及び団員成り手(20～34歳)人口の推移

全年代の人口を分団管轄区域ごとにみると、2035年までの増減では、袋井第3、4分団の管轄区域は、それぞれ6.2%及び2.9%の増加、袋井第9分団は、ほぼ2020年と同程度の0.6%を示しているが、2050年では袋井第3分団は6.8%増加しているものの、袋井第4分団では2020(令和2)年とほぼ同程度の0.2%の増加となり袋井第9分団は、2.0%の減少に転じている。

団員成り手人口については、全年代の傾向とは異なり、2020(令和2)年と比較して2035年では、多くの分団が増加傾向を示し、袋井第1、2、3、5、6分団並びに浅羽第2分団を除き、増加の見込みであるが、2050年では、浅羽第4分団が2.4%の増加となっているほかは、減少見込みとなっている。

分団管轄区域別人口の推移

	2020年	2035年	2020-2035年 増減比 (%)	2020-2035年 増減人数	2050年	2020-2050年 増減比 (%)	2020-2050年 増減人数
袋井1	8,440	8,386	▲2.4	▲325	7,875	▲6.7	▲565
袋井2	8,649	7,938	▲9.8	▲426	6,982	▲19.3	▲1,667
袋井3	9,834	10,448	6.2	614	10,507	6.8	673
袋井4	14,988	15,423	2.9	435	15,016	0.2	28
袋井5	6,093	5,862	▲4.5	▲245	5,228	▲14.2	▲865
袋井6	3,804	3,644	▲4.2	▲160	3,251	▲14.5	▲553
袋井7	3,055	2,638	▲13.6	▲417	2,274	▲25.6	▲781
袋井8	2,432	2,132	▲12.3	▲300	1,833	▲24.6	▲599
袋井9	8,784	8,834	0.6	50	8,608	▲2.0	▲176
袋井10	3,533	3,470	▲1.8	▲63	3,345	▲5.3	▲188
浅羽1	6,704	6,607	▲1.4	▲97	6,020	▲10.2	▲684
浅羽2	2,165	2,046	▲5.5	▲119	1,829	▲15.5	▲336
浅羽3	3,109	2,998	▲3.6	▲111	2,575	▲17.2	▲534
浅羽4	2,656	2,611	▲1.7	▲45	2,336	▲12.0	▲320
浅羽5	3,476	3,208	▲7.7	▲268	2,791	▲19.7	▲685
合計	87,722	86,245	▲0.02	▲1,477	80,470	▲0.08	▲7,252

分団管轄区域別団員成り手人口(男20～34歳)の推移

	2020年	2035年	2020-2035年 増減比 (%)	2020-2035年 増減人数	2050年	2020-2050年 増減比 (%)	2020-2050年 増減人数
袋井1	816	675	▲11.0	▲144.0	582	▲25	▲15
袋井2	775	730	▲5.8	▲45.0	443	▲42	▲28
袋井3	1107	914	▲17.4	▲193.0	919	▲59	▲58
袋井4	1353	1382	2.1	29.0	1213	▲89	▲119
袋井5	504	483	▲4.2	▲21.0	357	▲29	▲25
袋井6	326	310	▲4.9	▲16.0	226	▲30	▲28
袋井7	155	230	48.4	75.0	164	▲114	▲21
袋井8	143	214	49.7	71.0	114	▲274	▲43
袋井9	681	849	24.7	168.0	723	▲154	▲132
袋井10	185	415	124.3	230.0	221	▲169	▲45
浅羽1	516	595	15.3	79.0	413	▲96	▲44
浅羽2	251	164	▲34.7	▲87.0	121	▲83	▲11
浅羽3	259	284	9.7	25.0	160	▲149	▲28
浅羽4	171	233	36.3	62.0	171	24	4
浅羽5	252	274	8.7	22.0	186	▲123	▲26
合計	7,494	7,752	▲1.0	258	6,013	▲19.8	▲1,481

(5) 装備の状況

ア 車両の保有状況

車両の保有状況は、全分団にポンプ車1台を配置し、管内に山林を有する袋井方面隊の4個分団（第3、7、8、10分団）及び浅羽方面隊の5個分団に可搬ポンプ積載車（以下、積載車という）を配置している。浅羽5分団においては、2台（旧浅羽6分団ポンプ車含む）、積載車1台を配置しているが、人員不足のため、ポンプ車1台の運用を休止している。）

イ 分団車庫の状況

分団車庫の配置位置等については、「袋井市消防団車庫個別施設計画（令和2年3月策定）」において目標使用年数を40年と定めている。

施設の長寿命化対策として毎年、建物調査を行い、劣化が進んでいる部位について、計画的な修繕を行っている。

更新計画における年代区分

時期	更新対象施設
2024年～2030年	袋井第4・7(北)・8分団車庫
2031年～2040年	袋井第7(南)・9分団車庫 浅羽第1・2・3・4・5(東/西)分団車庫
2040年以降	袋井第1・2・3・5・6・10分団車庫

各分団車庫の状況

分団名	所在地	敷地面積 (㎡)	建物面積 (延)(㎡)	構 造	建築年月日
袋井第1分団	川井 950-5	999.59	99.60	鉄骨・2階	R1.8.28
袋井第2分団	高尾 754-1	10,272.04	87.48	鉄骨・平屋	H20.3.17
袋井第3分団	豊沢 2281-3	892.14	160.76	鉄骨・2階	H13.3.6
袋井第4分団	久能 1330-3	269.24	72.09	鉄骨・平屋	S62.3.19
袋井第5分団	広岡 2505-6	622.78	128.8	鉄骨・平屋	R5.2.16
袋井第6分団	太田 66-8	1359.60	97.20	鉄骨・平屋	H24.12.17
袋井第7分団	友永 147	138.66	78.48	鉄骨・2階	S62.3.18
袋井第7分団	川会 326-1	1,306.17	28.35	鉄骨・平屋	S58.3.12
袋井第8分団	岡崎 2506-4	347.40	105.48	鉄骨・2階	H1.3.25
袋井第9分団	上山梨 727-1	143.17	85.57	鉄骨・2階	H3.3.1
袋井第10分団	宇刈 784-10	998.29	161.32	鉄骨・2階	H27.2.13
浅羽第1分団	浅羽 190-2	235.33	134.75	鉄骨・2階	H7.3.30
浅羽第2分団	浅名 1044-1	1,733.00	136.48	鉄骨・2階	H6.3.4
浅羽第3分団	長溝 864	463.75	136.48	鉄骨・2階	H9.2.28
浅羽第4分団	梅山 37	563.61	136.48	鉄骨・2階	H10.3.20
浅羽第5分団	湊 685	331.00	136.48	鉄骨・2階	H8.2.2
	大野 2867-1	564.00	136.48	鉄骨・2階	H7.3.30

(6) 活動

ア 役割

消防団の役割は、消防力の整備指針に以下のとおり示されている。

- ① 火災の鎮圧に関する業務
- ② 火災の予防及び警戒に関する業務
- ③ 救助に関する業務
- ④ 地震、風水害の予防、警戒、防除に関する業務
- ⑤ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する業務
- ⑥ 地域住民に対する協力、支援及び啓発に関する業務



イ 消火活動

火災の進展局面（火災初期から鎮火まで）を3ステップに分け、各ステップにおいて常備消防との関係を次のように整理する。

ステップ1 火災発生直後

常備消防は、火災発生初期、人命救助・特に緊急を要する延焼危険の排除が最優先目的となる。

消防団は、火点への放水や、常備消防への補水や現場周辺区域の交通整理など後方支援を行う。

ステップ2 火災発生中

常備消防は、全面的な消防活動体制の確立、延焼危険の排除などが目的となる。

消防団は、火点の速やかな鎮圧、延焼防止のための放水活動、防火水槽（水利）への補水、周辺区域の交通整理（封鎖）など、常備消防の後方支援を行う。

ステップ3 火勢抑制後（鎮圧まで）

常備消防は、火勢を抑えた後の鎮火までの活動収束にむけた活動を行うことが目的となる。

消防団は、飛び火警戒や周辺域の交通整理（封鎖）など後方支援を継続し、常備消防撤収後の、現場パトロールを行う。

ウ 風水害活動

- ① 事前広報活動や、堤防、水路などの巡視と点検
- ② 管内パトロールや危険個所の封鎖
- ③ 各種水防工法の実施
- ④ 排水活動
- ⑤ 避難誘導および支援
- ⑥ 救助活動
- ⑦ 情報提供と警戒呼びかけ



エ 地震等大規模災害等における活動

常備消防と連携し、以下の活動を行う。

- ① 初動対応（被害状況等の情報収集、車両、資機材の確保、要員の確保）
- ② 避難誘導
- ③ 情報伝達
- ④ 広報活動
- ⑤ 復旧支援



7 現状から見た袋井市消防団の課題

(1) 袋井市消防団の現状把握からの課題

袋井市消防団の現状把握からの課題を受け、消防団が長期的に持続可能な組織として活動するため、消防団維持強化の方策として「定数」、「年齢」、「機能別消防団員制度」、「分団の統合」に区分し、検討すべき課題を以下のとおり整理する。

ア 定数

- ① 条例定数660人に対し、2025(令和7)年4月1日現在実団員数470人(充足率：71%)であり、定数と実団員数に乖離があり、ここ数年の入団状況から、現在の状況が続くことが見込まれ、定数を確保することは難しいと考えられる。
- ② 職業や勤務先の多様化、対象者の親世代からの理解が得られないなどから、入団を断られることが多数あり、対象者が数多くいても入団に結びつかないため、分団目標団員数である40人の団員確保ができていない分団が多数ある。

イ 年齢

- ① 袋井方面隊については、活動期間は概ね5年と考え、30歳前後で入団する団員が数多くおり、20代を対象とした、勧誘活動を行っていない分団が複数ある。
- ② 浅羽方面隊については、団員数を確保するため、20代前半についても勧誘対象とし入団（活動）しており、年齢の延長がない場合、現在の状況を考えると、団員の確保に限界が来る。
- ③ 35歳以上の団員は、本部員と女性消防隊のみであり、各分団には在籍していない。

＜団員との意見交換およびアンケート結果＞

定年延長については、家族や職場の理解や、モチベーションの維持が難しいなど多くの団員が反対の意思表示をしている。

ウ 機能別消防団員制度

- ① 平日昼間の時間帯の火災等の対応に団員が参集できない。
- ② 各分団から選出するラッパ隊員については、各分団選出に苦慮しており、機能別消防団員による組織化を望む声が比較的多い。
- ③ 機能別消防団員の主たる活動を災害対応要員とした場合、市役所分団や企業分団も考えられる。
- ④ 定数の団員確保が難しい状況では、大規模災害時の対応も困難となる。

<団員との意見交換およびアンケート結果>

機能別消防団員制度導入には比較的賛成意見が多いものの、火災等災害対応に対する機能別消防団員の導入については、対象となる退団予定者やOB団員との関係を心配し、分団毎に意見が異なる。

エ 分団の統合

- ① 団員数が減少し、参集率も低い場合、火災出動ができない。
- ② 地域内のみで団員を確保できないため、団員数が減少している。
- ③ 分団の統合については、地域の考え方、これまでの歴史などがあるため、相当の時間を要する。
- ④ 2012年度（平成24年度）から約3年の検討を経て、2015（平成27）年4月1日に旧浅羽第5分団と旧浅羽6分団が統合し、市全体で計15個分団となって以降、組織に対する検討が行われていない。
- ⑤ 地域性や将来成り手人口を考慮せずに分団統合をする場合は、かなりの労力が見込まれる。
- ⑥ 少人数同士の分団で統合しても、数年後に限られた人数で広範囲な管轄を抱える可能性が高く、一時的な解決策になってしまい、長期的な組織維持ができない可能性がある。

<団員との意見交換およびアンケート結果>

管轄が広くなることや、分団毎に方針や地域とのつながりが異なるため、ほとんどの分団から統合は反対する意見が出された。

8 袋井市消防団維持強化の方策評価

(1) 評価方法

令和6年度に行った「袋井市消防団組織最適化検討業務委託」の結果から「定数」「年齢」「機能別団員制度」「分団の統合」の方策案に基づき、それぞれ項目ごと考え方を示し、◎・○・△・×で評価を行い、今後の組織最適化案を決定していく。

なお、評価基準は、本市に適した組織体制の見直しを図り、消防団が共助の柱として持続可能な活動ができることとする。

(2) 評価結果の見方

結果	導入の可能性
◎	早期の導入が可能
○	今後の状況や検討を踏まえれば導入可能
△	地域や団員の理解など、相当な期間の検討が必要（導入の可能性は低い）
×	現状での導入は困難

(3) 評価項目

- ア 定数にかかる方策
- イ 年齢にかかる方策
- ウ 機能別消防団員制度にかかる方策
- エ 分団の統合にかかる方策

(4) 定数にかかる方策

大規模災害などの対応も踏まえ660人が理想であるが、現状、確保は難しいため消防団の中心的な活動を火災・水害対応と考え、必要な人数を算出した案1-1の510人を適正な定数とする。

条例定数が減少するが、実団員数には変更がないことから、現在の火災・水害には対応できるが、大規模災害には対応までの十分な人数が確保できない課題が残る。

<消防団全体の定数>

選択肢		消防団全体の定数の算定方法		定数	考え方	評価
案 1	1	ポンプ車 1 台当たり車両運用人員 5 人及び補助要員10人に対し参集率から算定し、避難誘導人員は、火災対応以外の人員で行う。	参集率50%とした場合 必要車両運用人員＝75人（5 人×15 分団）÷参集率＝150人 補助要員＝150人（10人×15分団） ÷参集率＝300人 本部・女性消防隊60人を加えた合計510人	510人	令和 5 年度の各分団平均参集率が49%であるため、参集率を50%と想定することは妥当と考える。また、見直しの定数（510人）とした場合、分団定数が30人となる。	◎
	2		参集率40%とした場合	623人 ≒630人	令和元年度から令和 5 年度の各分団平均参集率が39%であるため、参集率が低い時期の想定として考える。	△
案 2	1	消防車両運用人員に避難誘導人員を加えて算定する。なお、大規模災害を想定するため、参集率は東日本大震災と同じ 0.6とする。	避難誘導における 1 時間 1 人当たり担当面積を 0.3km ² とした場合	627人 ≒630人	避難誘導における 1 時間 1 人当たり担当面積を0.3 km ² とした場合、現在の定数（660人）に近い数値（630人）であるため、現状と乖離している。	△
	2		避難誘導における 1 時間 1 人当たり担当面積を 0.4km ² とした場合	579人 ≒580人	避難誘導における 1 時間 1 人当たり担当面積を0.4 km ² とした場合、見直しの定数（580人）として、現状から努力目標を加えた定数と考える。	○
案 3	対住民比や現在の実団員数に基づく新たな団員数の算定を行う。		現時点で実団員数30人以上が確保できている分団、かつ2035年の団員成り手人口300人を超える分団は40人/分団とする。	(例) 40人×6個分団 ＝240人 30人×9個分団 ＝270人 本部37女性23 ≒570人	将来の消防団員対象人口数や現在の実団員数に応じた分団の定員を見直し、分団毎に新たな団員数を設定することは、見直しの定数（570人）として、現状から努力目標を加えた定数と考える。	○
			現時点で実団員数が30人未満であり、かつ2035年の団員成り手人口300人未満の分団は30人/分団とする			
案 4	火災、風水害だけでなく、大規模災害や国民保護対応等の対応には、各分団、現状の40人が必要であり、定年延長及び機能別消防団員等を制度化し団員確保を行う。			660人	現在の定数（660人）と同数であり、定員数と実団員数の乖離は年々大きくなりつつあるため、見直しが必要と考える。	×

導入スケジュール案

(4) 定数にかかる方策 消防団全体の定数 (18ページ)

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
案 1-1	●条例改正	<導入>									
案 1-2	<検討>										<導入>
案 2-1	<検討>										<導入>
案 2-2	<検討>					<導入>					
案 3	<検討>					<導入>					
案 4	<検討>										<導入>

 導入する場合の検討期間

 導入

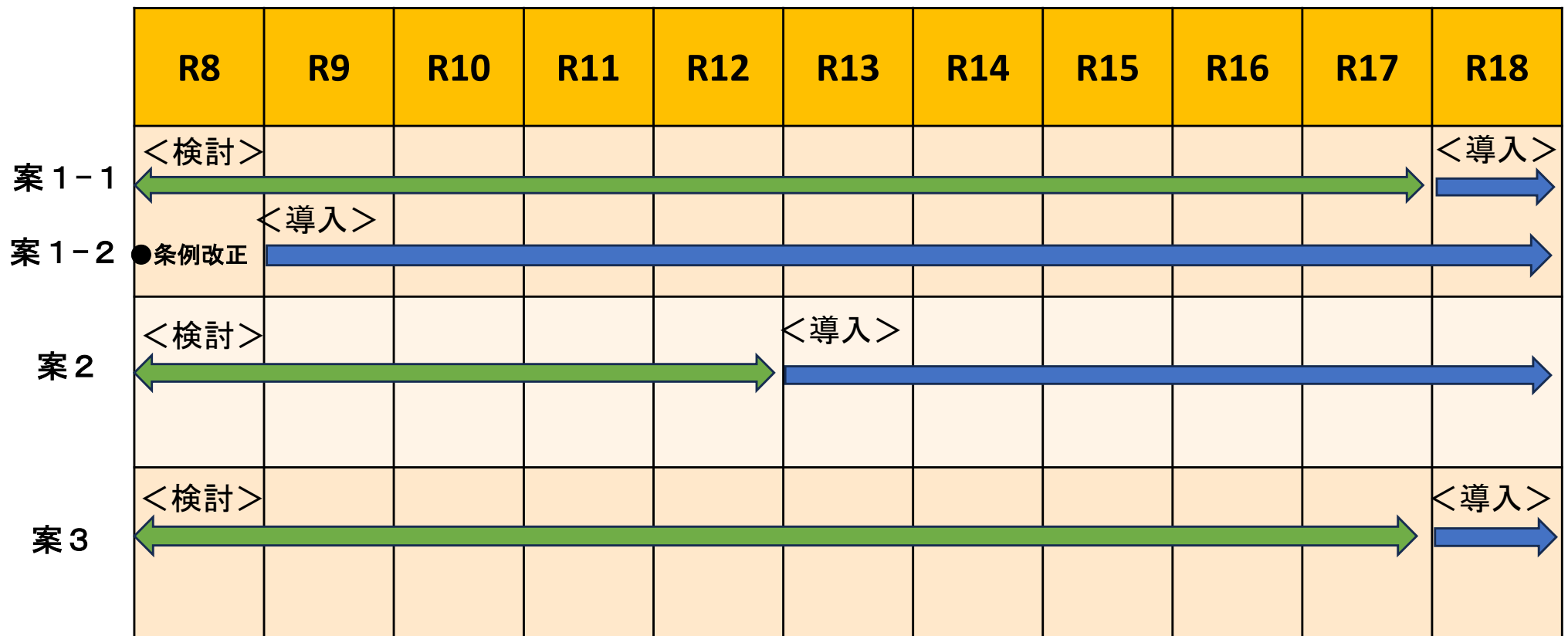
消防団全体では、定数を510人としたが、R7.4.1時点で団員数40人を確保している分団、かつ管内の人口及び2035年の団員の成り手が多い分団については、団員の確保を目指せる状況であることから、案1－2 人員確保状況等により分団毎に定数を定める（見直す）ことも検討する。

<分団定数>

選択肢		分団定数の算定方法	定数	考え方	評価
案 1	1	最低部隊運用人員をポンプ車 5 人及び補助要員 10 人とした場合、参集率を考慮するとともに避難誘導人員を含め 40 人程度は必要。	40 人	現在の定数（660 人）と同数であり、定員数と実団員数の乖離は年々大きくなりつつあるため、見直しが必要と考える。	△
	2	最低部隊運用人員及び各分団の担当区域の人員確保状況等により各分団の定数を見直す。 団員の確保状況により補助要員を 5 人～10 人程度とした場合は、30 人から 40 人となる。 （現状では、浅羽 2 分団を除く浅羽各分団では、補助要員が 5 人未満となっているが、定年延長及び機能別団員の制度導入あるいは 2035 年には、若干の増員が予測されるので、定員削減については検討が必要。）	団員の確保状況により 30 人～40 人とする	補助要員 10 人の確保は困難であり、現状をみても 5 人～10 人で火災対応は可能であると判断するため、団員の確保状況や人口規模により分団員を 30 人～40 人程度とすることは妥当と考える。なお、人口規模が多い地域にあつては現在、40 人を確保している分団があるため、この体制は維持していく必要がある。	◎
案 2	第 4 章 4. 2 に基づく対住民比や現在の実団員数に基づく新たな団員数の算定を行う。	現時点で実団員数 30 人以上が確保できている分団、または 2035 年の団員成り手人口 300 人を超える分団。	40 人	2035 年の区域別団員成り手人口によって、30 人～40 人とすることは、現状の火災、災害対応からみて、可能であると判断するため、妥当と考える。なお、人口規模が多い地域にあつては現在、40 人を確保している分団があるため、この体制は維持していく必要がある。	○
		現時点で実団員数が 30 人未満であり、かつ 2035 年の団員成り手人口 300 人未満の分団。	30 人		
案 3	火災、風水害だけでなく、大規模災害や国民保護対応等の対応には、各分団、現状の 40 人が必要団員数であり、定数変更は行わず、分団の統廃合により定数 40 人とする。		40 人	現在の定数（660 人）と同数であり、定員数と実団員数の乖離は年々大きくなりつつあるため、見直しが必要と考える。	×

導入スケジュール案

(4) 定数にかかる方策 分団定数 (20ページ)



 導入する場合の検討期間

 導入

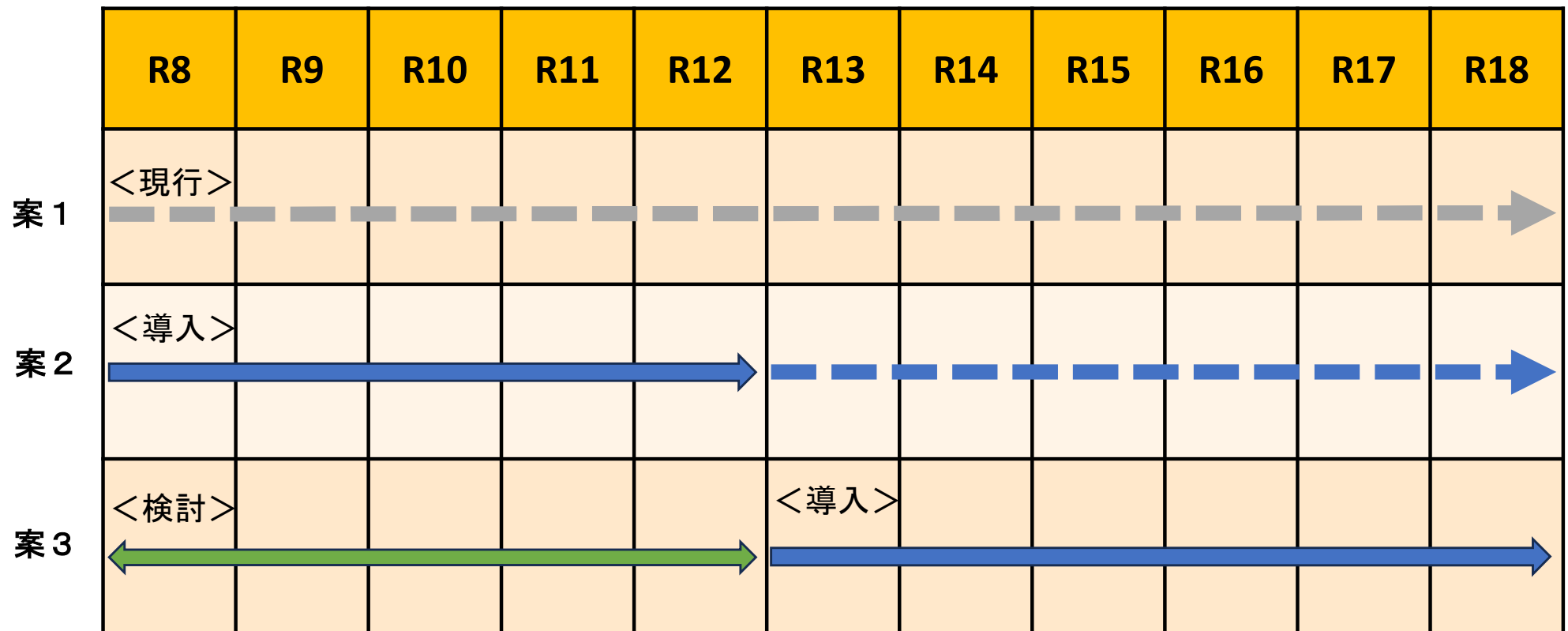
(5) 年齢にかかる方策

定年年齢の延長については、定数に満たない場合は、定年延長と行うこととするが、現状、団員40人を確保できている分団があることから、消防団全体で一律の延長は行わず、当面は運用の中で分団毎に対応し、団員の減少が継続した場合、定年の延長を行うこととする。

選択肢	定年延長の方策・理由等		考え方	評価
案1	内 容	当面は定年延長を行わない	全国的には、本市消防団の年齢構成は若いため、定年延長を視野に入れることも必要である。今後、10年間の団員数の状況により判断する。	×
	理 由	各分団からの聞き取り調査の結果、反対意見が多いため、20代前半からの勧誘を行い、人員確保を図る。		
	メ リ ッ ト	現役団員のモチベーションが維持でき、新たな勧誘対象のため入団見込がある。		
	デメリット	長期間に及ぶ団歴となるため理解が得にくい。		
案2	内 容	当面は定年延長を行わず運用の中で対応する	定年延長を行わず運用の中で対応するには、現役団員と対象者本人との相互了承が必要であるが、現時点では団員の意見などから運用により人員確保を図ることができるかと判断することから、すみやかにこの制度を導入する。	◎
	理 由	機能別消防団員や、OB団員再入団等の制度創設は、現役団員と対象者本人との相互了承が必要であるが、人員確保が図れる。		
	メ リ ッ ト	団員減少が食い止められ、条件を満たせば現役団員とコミュニケーションがとれる即戦力の人員が確保できる。		
	デメリット	指揮命令系統や分団運営の複雑化、分団毎の選択制など検討が必要である。		
案3	内 容	定年延長を行う	分団意見聴取から定年延長への反対意見もあるが、団員減少を食い止めるには検討が必要な措置である。これから数年の団員数の状況を見ながら、5年後の導入について検討を行う。 (510人の定数に満たない場合は定年延長を視野に入れる。)	○
	理 由	全国や県内他市町と比較すると35歳定年はかなり早期であり、体力面でも妥当性がある。また、一部の団員は賛同しているため、団員の理解の範囲や分団目標定数(40人)に充ちるまでなど、定年延長する。		
	メ リ ッ ト	団員減少が食い止められ、現役団員とコミュニケーションがとれる実働団員が即確保できる。		
	デメリット	指揮命令系統や分団運営の複雑化、退団時期の不確定化、相当の反発への対応が必要である。		

導入スケジュール案

(5) 年齢にかかるとの方策 (22ページ)



→ 導入する場合の検討期間

→ 導入

(6) 機能別消防団員制度にかかる方策

機能別消防団員について、災害対応団員、ラッパ隊団員、企業・事業所・学生団員は制度の導入を進める。大規模災害対応団員は今後、導入の時期や条件などを検討する。

選択肢	機能別消防団員制度の種別・活動内容等		考え方	評価
案1	種 別	災害対応団員	0B団員（再入団はしないが機能別消防団員としての活動はできる）が実団員数や参集率が低い分団の火災などの災害対応のフォローをすることができるため、すみやかに制度を導入する。	◎
	活 動 内 容	火災、水害など災害対応を主とした活動を行う		
	メ リ ッ ト	有事対応できる人員が確保できる		
	デメリット	通常活動する一般団員が不公平感を抱くなど、新たな問題が発生する		
案2	種 別	ラッパ隊団員	分団意見聴取から消火活動に必要としないラッパ隊を機能別消防団員として運用してほしいとの意見が多く見られたため、すみやかに制度を導入する。	◎
	活 動 内 容	分団選出やラッパ手0B等から募ることで、確実にラッパ手を確保する		
	メ リ ッ ト	各分団の負担軽減、確実なラッパ手確保の実現		
	デメリット	分団選出隊員と機能別消防団員との温度差による運営の複雑化		
案3	種 別	企業・事業所・学生団員	消防団経験者による市役所分団や企業分団などが考えられる。今後、すみやかに導入の検討を行う。	◎
	活 動 内 容	企業や事業所の労働者及び学生が災害時に消防団員として活動する		
	メ リ ッ ト	確保しにくい平日昼間の火災などの災害対応要員が確保できる		
	デメリット	協定締結・運用などの制度設計が必要、新たな資機材確保		
案4	種 別	大規模災害対応団員	地震等大規模災害における消防団の活動内容は多岐にわたり、交代要員の確保など長期的な対応に備えるため、人員の確保が必要である。今後、5年かけて導入の検討を行う。	○
	活 動 内 容	大規模災害時に災害情報の収集や避難誘導、消火・救助活動の支援等を行う		
	メ リ ッ ト	災害対応要員が確保できる		
	デメリット	詳細な制度設計が必要		
案5	種 別	バイク操縦団員	現状、機能別消防団員制度の種別として運用を考えていない。今後の課題とする。	△
	活 動 内 容	機動性を活かした活動(救援物資搬送、情報収集など)を行う		
	メ リ ッ ト	大規模災害時に機動力を活かした対応ができる		
	デメリット	運用等の制度設計が必要、新たな資機材確保		
案6	種 別	ドローン操縦団員	現状、機能別消防団員制度の種別として運用を考えていない。今後の課題とする。	△
	活 動 内 容	主に災害時の被害状況把握や行方不明者の搜索等の活動を行う		
	メ リ ッ ト	大規模災害時の搜索が容易になる		
	デメリット	運用などの制度設計が必要、新たな資機材確保		
案7	種 別	重機操縦団員	現状、機能別消防団員制度の種別として運用を考えていない。今後の課題とする。	△
	活 動 内 容	重機による瓦礫、倒壊家屋の撤去及び掘削等により、災害活動を支援		
	メ リ ッ ト	大規模災害時に支援を待たずに活動できる		
	デメリット	運用などの制度設計が必要、新たな資機材確保		

導入スケジュール案

(6) 機能別消防団員制度にかかる方策 (24ページ)

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
案 1	●制度設計 ●導入検討	<導入>									
案 2	●制度設計 ●導入検討	<導入>									
案 3	●制度設計 ●導入検討	<導入>									
案 4	<検討>					<導入>					
案 5	<検討>										<導入>
案 6	<検討>										<導入>
案 7	<検討>										<導入>

 導入する場合の検討期間

 導入

(7) 分団の統合にかかる方策

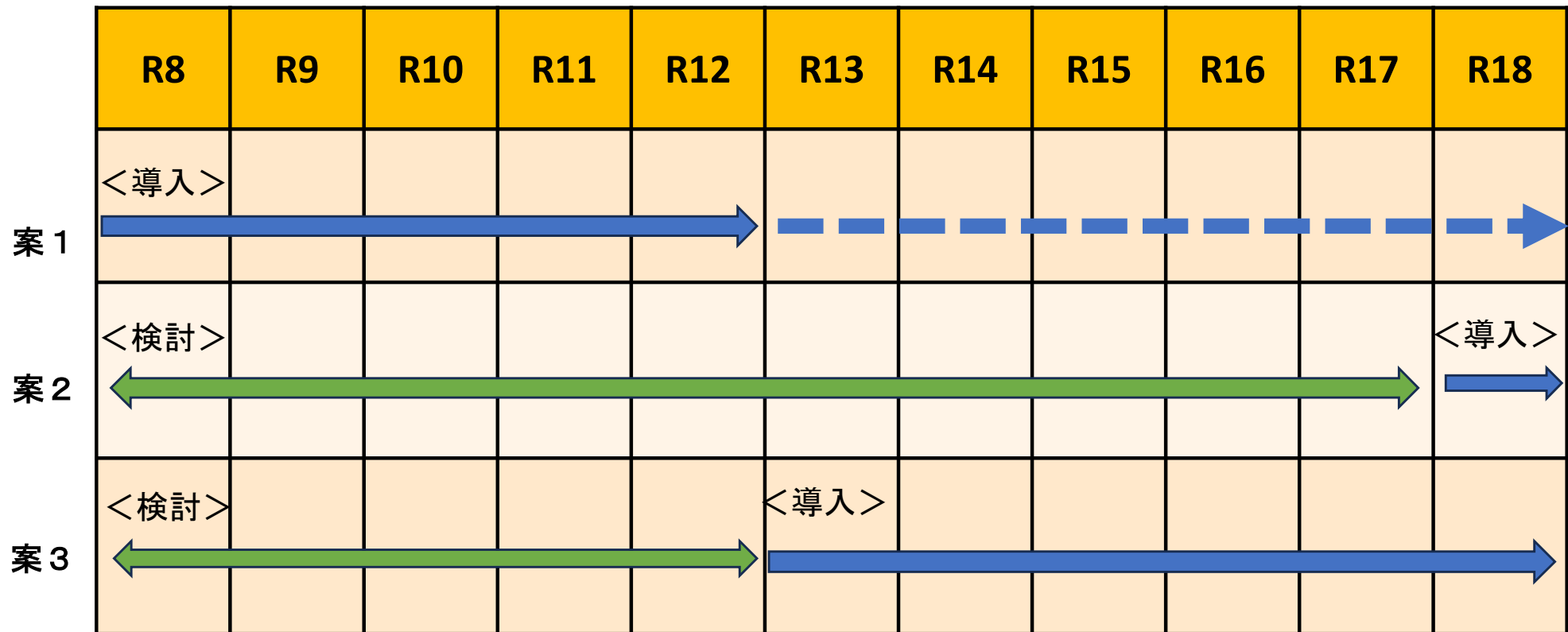
当面は分団統合しない。定年延長や機能別消防団員制度を導入しても、定数を確保できない場合は、まずは、部制の導入を検討し、一定期間部制による運用を行った後、分団統合について検討する。

なお、消防団の活動は地域に古くから根差しており、地域性や地域とのつながりが大きいことから、分団統合の検討にあたっては、地域の理解を最優先とする。

選択肢	分団統合等の手法		考え方	評価
案 1	手 法	当面は分団統合しない	まずは、年齢、機能別消防団員制度についての導入を図り、団員の確保に努める。 ただし、今後の団員数の状況は注視していく。	◎
	理 由	アンケート調査、ヒアリングで全分団から強い反対意見があった。		
	メ リ ッ ト	これまでどおり各分団の管轄範囲や地域性などは保守される。		
	デメリット	団員確保が困難な状況継続が予想される。		
案 2	手 法	分団統合する	ほとんどの分団で反対の意思表示をしている。今後、10年の中で検討していく。	△
	理 由	少人数では十分な有事対応ができないため、分団統合して人員確保する。		
	メ リ ッ ト	団員減少が食い止められ、通常活動や災害対応が持続できる。		
	デメリット	再度団員減少が発生した場合、限られた団員数で広域な管轄範囲対応や土地勘のない地域での活動を行う可能性がある。		
案 3	手 法	部制の導入による人員の流動化	分団における最低限の車両人員及び補助要員が確保しにくくなっていることから部制の導入により相互に補完出動の体制が成立する。 今後、数年間の状況を見ながら5年を目途に導入の検討を行う。(510人の定数に満たない場合は導入を視野に入れる。)	○
	理 由	部制の導入を行うことで、火災や風水害などの実災害対応において、不足する人員を分団内でやり取りすることで、適正な有事対応を行う。		
	メ リ ッ ト	これまでどおりの管轄範囲を想定した活動が継続でき、有事の際は自分団内の他部からの人的支援により対応ができる。また、役員の削減など人的負担も軽減できる。		
	デメリット	部制の導入ではあるが、分団統合と実質変わりなく、地域間調整や限られた人員による管轄範囲対応が求められる。		

導入スケジュール案

(7) 分団の統合にかかる方策 (26ページ)



 導入する場合の検討期間

 導入

「分団の統合」又は「部制の導入」案

現在の実団員数、地域性、小学校区や中学校区を考慮した提案図

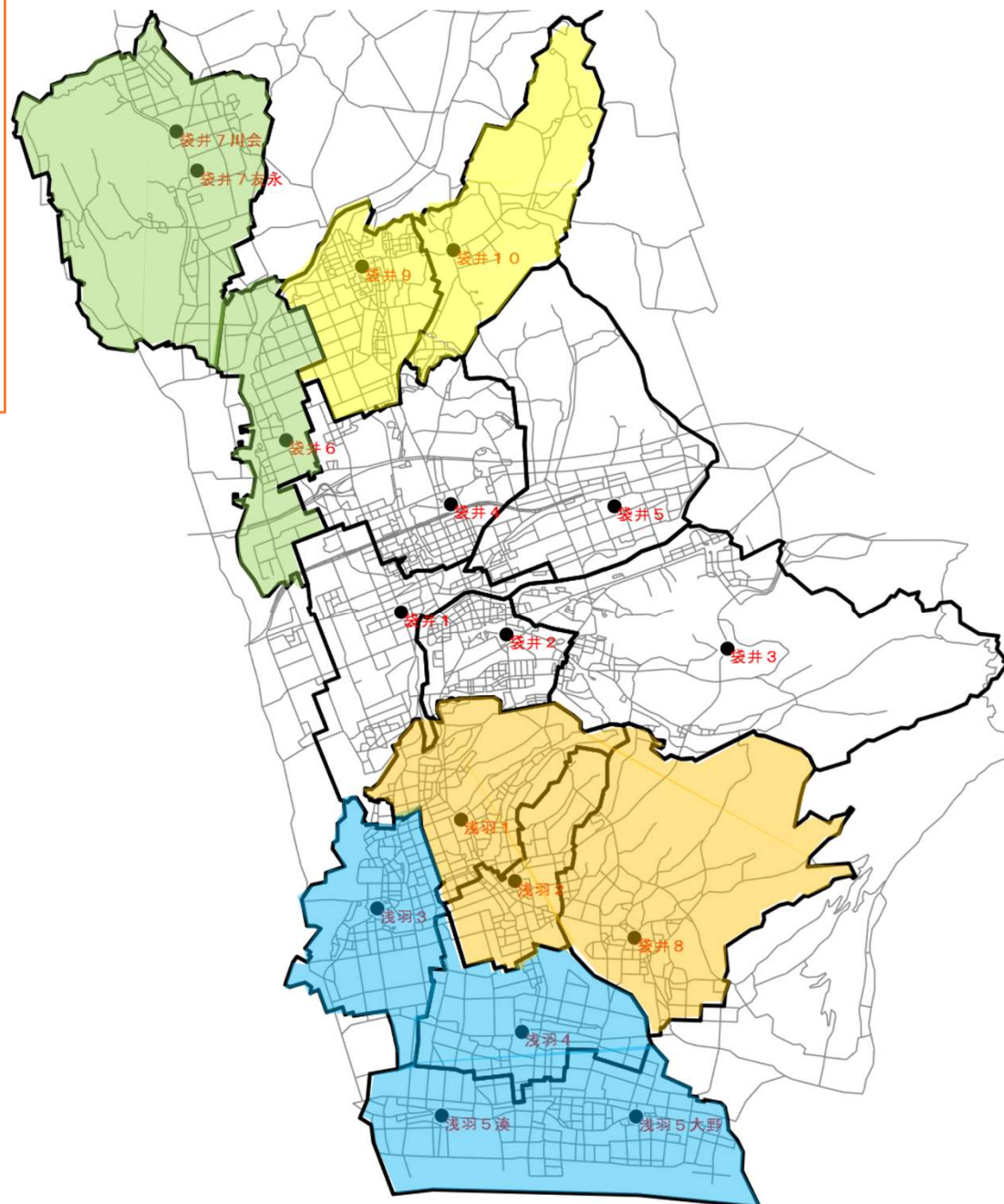
＜ケース１＞

現在の実団員数、地域性、小学校区や中学校区を考慮した案

- ・袋井方面隊第6分団と第7分団
- ・袋井方面隊第9分団と第10分団
- ・袋井方面隊第8分団と浅羽方面隊第1分団と第2分団
- ・浅羽方面隊第3分団と第4分団と第5分団

分団毎の団員数(2025(令和7)年4月1日現在)

		実団員数
袋井方面隊	第1分団	38
	第2分団	41
	第3分団	29
	第4分団	33
	第5分団	40
	第6分団	23
	第7分団	20
	第8分団	22
	第9分団	43
	第10分団	23
浅羽方面隊	第1分団	20
	第2分団	31
	第3分団	23
	第4分団	24
	第5分団	11



「分団の統合」又は「部制の導入」案

車両運用人員や補助要員、参集率などを基に地域性を考慮しない提案図

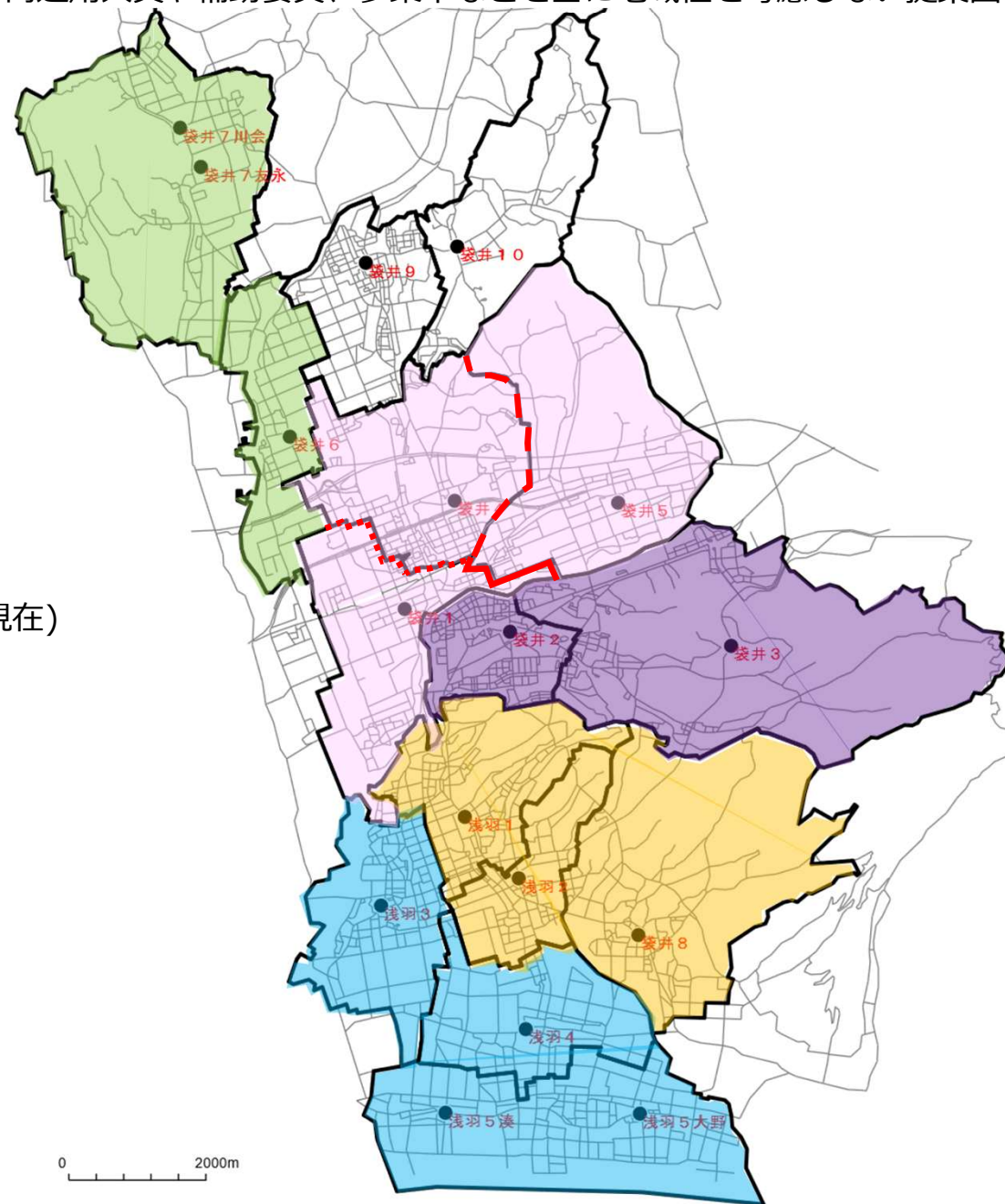
<ケース2>

車両運用人員や補助要員、参集率などを基にした地域性を考慮しない案

- ・袋井方面隊第1分団と第4分団
- ・袋井方面隊第2分団と第3分団
- ・袋井方面隊第4分団と第5分団
- ・袋井方面隊第6分団と第7分団
- ・袋井方面隊第8分団と浅羽方面隊第1分団と第2分団
- ・浅羽方面隊第3分団と第4分団と第5分団

各分団の分団別参集率の状況(2025(令和7)年4月1日現在)

		実団員数	分団別参集率
袋井方面隊	第1分団	38	0.39
	第2分団	41	0.30
	第3分団	29	0.33
	第4分団	33	0.44
	第5分団	40	0.48
	第6分団	23	0.41
	第7分団	20	0.38
	第8分団	22	0.44
	第9分団	43	0.56
	第10分団	23	0.34
浅羽方面隊	第1分団	20	0.34
	第2分団	31	0.26
	第3分団	23	0.33
	第4分団	24	0.34
	第5分団	11	0.25



(8) 方策検討まとめ

(4)～(7)の方策検討により評価を「◎」とした選択肢に基づいてまとめる。
なお、令和8年度以降、項目ごとに手続きが整い次第、順次、運用を開始する。

ア 定数にかかる方策

大規模災害などの対応も踏まえ660人が理想であるが、現状、確保は難しいため消防団の中心的な活動を火災・水害対応と考え、必要な人数510人（各分団30人）を基本とする。

なお、R6. 4. 1時点で団員40人を確保している分団、かつ管内の人口及び2035年の団員成り手人口が多い分団は、団員の確保を目指せる状況であることから、該当する6個分団は分団定数を40人とし、残りの9個分団を30人とする570人を定数とする。

袋井方面隊		浅羽方面隊	
R6. 4. 1時点で団員40人を確保している分団、かつ管内の人口及び2035年の団員の成り手人口が多い分団	右記以外の分団	R6. 4. 1時点で団員40人を確保している分団、かつ管内の人口及び2035年の団員の成り手人口が多い分団	右記以外の分団
1分団 2分団 3分団 4分団 5分団 9分団	6分団 7分団 8分団 10分団		1分団 2分団 3分団 4分団 5分団

イ 年齢にかかる方策

定年年齢の延長については、510人の定数に満たない場合は定年延長を行うこととするが、現状団員40人を確保できている分団があることから、一律の延長は行わず、当面は分団毎に対応し、団員の減少が継続した場合、定年の延長を行うこととする。

ウ 機能別消防団員にかかる方策

機能別消防団員については、災害対応団員、ラッパ隊団員、企業・事業所・学生団員は制度の導入を進める。大規模災害対応団員は今後、導入の時期や条件などを検討する。

- ① 災害対応団員・・・OB団員が、災害（火災・水害）対応を主とした活動を行う。
- ② ラッパ隊団員・・・分団選出やラッパ手OB等によりラッパ隊を組織する。
- ③ 企業・事業所・学生団員・・・企業や事業所及び学生が災害時に消防団員として活動する。
- ④ 大規模災害対応団員・・・OB団員等が、地震等大規模災害において活動する。

エ 分団の統合にかかる方策

当面は分団統合しない。

定年延長や機能別消防団員制度を導入しても、定数を確保できない場合は、まずは、部制の導入を検討し、一定期間部制による運用を行った後、分団統合について検討する。

なお、消防団の活動は地域に古くから根差しており、地域性や地域とのつながりが大きいことから、分団統合の検討にあたっては、地域の理解を最優先とする。

（９）取組に関する推進体制について

本計画で定める定数、年齢、機能別消防団員及び分団の統合に関する方策については、時代の変化や地域のニーズに即応するため、消防団本部及び各分団、地域（自治会連合会・自治会）と継続的に情報の共有、報告や意見交換を行い、その結果を踏まえ適切に推進する。

併せて、企業・事業所や消防本部など関係機関と連携・協力し、実効性の高い取組の実現を図る。

9 分団車両・車庫などの配置にかかる方策

分団の車両・車庫の現状については、12ページの6－（5）装備の状況のとおりである。

分団の車両・車庫については、適切に管理・保守を行うとともに、消防団組織の取り組みと連動して、車両の更新・適正配置、車庫の建替え及び長寿命化対策等を計画的に検討・実施する。

現状では使用年数の経過に伴い、維持管理費用や定期的な修繕、点検に要する負担の増加が見込まれるため、本計画に基づく組織最適化の取組と併せ、車両・車庫に関する具体的な方策を優先順位に応じて実施し、限られた資源を有効活用することで継続的かつ安定的な消防力の維持・強化を図る。

（1）分団車両

ア 分団車両の更新は、経年劣化した車両を計画的に更新し、火災発生時の迅速な消火活動及びその他の災害への適切な対応を確保するため、「※袋井市消防団車両整備計画」に基づき実施する。

なお、同計画は消防団の組織最適化の状況等を踏まえ、必要に応じ随時見直しを行う。

イ 車両更新に当たっては、安全性及び運用効率を最優先に考慮する。

また、道路交通法改正（平成29年3月）により普通自動車運転免許で運転できる車両の総重量が3.5トン未満となったことを踏まえ、総重量3.5トン未満のポンプ車等の導入を推進する。

ウ 分団員の減少を踏まえ、ポンプ車に加え可搬積載車等の利活用についても検討し、効率的な配備及び運用方策を策定・実施する。

（2）分団車庫

ア 分団車庫の整備・更新は、車庫ごとの劣化状況等を把握・整理し、長寿命化および効果的な維持管理を図るため、「※袋井市消防団車庫個別施設計画」に基づき、修繕・建替えを計画的に実施する。

イ 地域の消防力を確保する観点から、原則として既存車庫の継続使用を基本とする。

ただし、消防団組織の最適化の状況等を踏まえ、地域及び関係機関と十分に協議したうえで、配置、規模等について実情に即した見直しを行う。

※車両更新については、ポンプ車は17年、可搬積載車は20年を目安とした計画を定めている。

※分団車庫の目標使用年数は40年を目安に、更新をする計画を定めている。

10 常備消防との関係 ～消防力維持のための取組み～

常備消防（消防本部・消防署）は、専門的な技術と装備を背景に24時間体制で火災・救急・救助などの即時対応を担っている。

一方、消防団は、地域住民を基盤とする非常備の実働部隊として、初期消火、避難誘導、被害情報の収集や平時の防火啓発など地域密着の役割を果たしている。

常備消防と消防団は、それぞれの強みを生かし「役割分担」と「相互補完」によって連携することで、地域の消防力を発揮する。

本市における消防団の組織最適化（定数見直し、機能別消防団員制度の導入、分団の統合等）を進めるにあたっては、これらの施策が消防力の低下を招かないよう、常備消防と消防団の連携強化を一層図る必要がある。

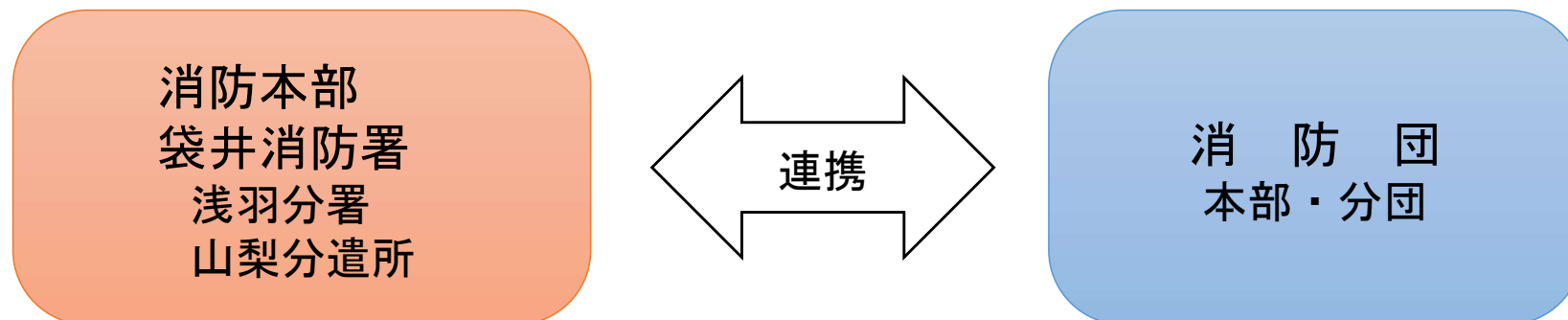
（1）役割分担の明確化

効果的な連携を実現するため、平時からの明確な役割分担と指揮命令系統の形成が必要である。

常備消防と消防団の特性に応じた役割を明示し、災害現場における指揮命令系統を明確化することで、現場対応の適切性と効率性を高め、混乱の抑制と安全性の向上を図る。

（2）訓練等の実施

平時から常備消防と消防団が「顔の見える関係」を構築し、情報共有や合同訓練を定期的実施することで、災害時の連携の実効性を高める。また、消防職員による消防技術や応急救護等の研修会を継続的に開催し、消防団員の知識・技能の向上を図る。



<参考> ◆火災、水害活動に必要な分団の人数（30人）について

①本計画の検討における人員の考え方・・・ 休日、夜間の出動
参集率を50%と考え、火災、水害活動に対応することを想定



②実際の参集率による人員の考え方・・・ 平日昼間の出動
参集率を38%と考え、火災、水害活動に対応する場合を想定



①、②ともに本部員（36人）が50%の参集率で出動することから、18人が対応（支援）にあたる。

<資料> 袋井市消防団充実強化検討会による取り組み内容及び結果について

2021年度（令和3年度）から2023年度（令和5年度）の3年間で、災害出動報酬・訓練等報酬の創設をはじめとした団員の処遇のあり方や、袋井市消防団を支える市と地域の様々な取り組み及び団活動等、24項目について検討を行い、消防団活動の充実、強化に取り組んでいる。

取り組み内容、結果については次のとおり。

国 取組 項目	市 取組 項目		検討実施年度			実施 状況	取組内容	検討結果に基づく実施内容・実施結果
			2021 R 3	2022 R 4	2023 R 5			
①報酬等 の処遇改善	1	出動報酬の 創設	●			完了	災害出動報酬・訓練等報酬の創設	出動報酬等の創設を行い、2022（令和4）年4月分より活動内容により、出動報酬等の支払いを開始した。
	2	個人振込	●			完了	年額報酬、出動報酬、費用弁償の個人振込	出動報酬等の創設に伴い、2022（令和4）年4月分より出動報酬等の個人振込を開始した。
	3	消防団員の 処遇改善			●	完了	マイカー共済・保険制度情報収集	マイカー共済説明会への参加、保険制度の情報収集（県内市町アンケート・保険会社ヒアリング）を行った。 本市消防団が希望する一部団員のみなど限定条件での加入が現時点ではできない制度であることが確認できた。 （今後も情報収集を継続する。）

国 取組項目	No	市 取組項目	検討実施年度			実施 状況	取組内容	検討結果に基づく実施内容・実施結果
			2021 R 3	2022 R 4	2023 R 5			
②消防団に 対する理解 の促進	4	消防団 プロモー ション		●	●	完了	Instagramによる発信	現在の消防団を広く正しく理解してもらうため、Instagramによる情報発信を開始。2025（令和7）年12月15日までに238件の投稿を行い、フォロワーは1,488人に達した。継続して発信を行いフォロワーを増やす。
	5			●		完了	発信媒体(ラジオ・ポスター等)によるP R	国の助成事業を活用し、地元民放ラジオ(K-MIX・SBSラジオ)に計8回現役団員が出演、本市消防団のPR活動を行い、ラジオを聞いた市民等から団員の頑張りに激励の言葉があった。またポスターもA2、A1各250部ずつ作成しP Rを行っている。
	6			●	●	完了	報道(プレスリリース)によるP R	分団からのプレスリリースの報告ルートなどを整理し、情報提供しやすい体制を構築した。団が計画した行事をプレスリリースしている。
	7			●	●	完了	団員募集チラシの配布	団員募集に関するチラシ(リーフレット)を2022年度(令和4年度)に5000部作製。現役消防団の勤務先240事業所への配付(郵送)や市内イベント会場でのP R活動での配付、新入団員勧誘活動で対象者などに配付している。 また消防団応援の店やコミセンなどに配架するなど、不特定多数の目に触れるよう努めている。
	8			●		完了	オンライン加入フォーム導入の検討	オンライン加入フォームを市のホームページへ導入した。今後もオンライン加入フォームを継続する。

国 取組項目	No	市 取組項目	検討実施年度			実 施 状 況	取組内容	検討結果に基づく実施内容・実施結果
			2021 R 3	2022 R 4	2023 R 5			
②消防団に 対する理解 の促進	9	地域理解の 促進			●	完了	自治会等への協力依頼	全分団対象のアンケートを実施し、現状の自治会との協力体制等について確認を行った。 自治会連合会4役との面談を正副団長が実施、自治会連合会長会議に団長が出席し、消防団員確保についてこれまで以上の協力を依頼し、承認を得た。
	10				●	完了	市内企業、各種団体への協力依頼	現役団員の勤務先に県税減免制度チラシなどを郵送した。また、市内大手企業を訪問し協力依頼を行った。
	11				●	完了	県庁と連携した協力依頼	県の出先機関である袋井警察署や小笠山総合運動公園エコパにチラシ配架、ポスターの掲出を実施した。
③幅広い 住民の 入団促進	12	女性 入団促進			●	完了	公共施設等におけるチラシ配下	市役所、浅羽支所、市内14コミセン、さわやかアリーナをはじめ、市内公共施設へのチラシ配架、ポスター掲出を行った。
	13			●	●	完了	女性消防隊の活性化	女性隊員の個別面談などを行い、活動内容や方針などについて検討・見直しを行った。 ふれあい夢市場においてPR活動を行い、新たに2名が女性隊に加わった。 全国女性消防大活性化大会に参加し、展示ブースの設置や優良事例の講演会参加など、全国の優良事例を学んだ。また女性隊募集チラシ・ポスターや出前講座実施のチラシ・ポスターを作成し、市内公共施設への配架・掲出を行い、女性隊としての活性化を図った。

国 取組項目	No	市 取組項目	検討実施年度			実 施 状 況	取組内容	検討結果に基づく実施内容・実施結果
			2021 R 3	2022 R 4	2023 R 5			
③幅広い 住民の 入団促進	14	学生 入団促進			●	完了	静岡理工科大学への協力依頼	チラシ(リーフレット)、女性隊P Rチラシの配架、ポスターの掲出も実施した。
	15				●	完了	東海アクシス看護専門学校への協力依頼	チラシ(リーフレット)、女性隊P Rチラシの配架、ポスターの掲出も実施した。
	16	将来の 担い手育成			●	完了	幼保、小中学生へのPR	月見の里野外フェスタやふれあい夢市場において消防自動車の展示、乗車体験、放水体験と併せて、PRブースでのチラシ・啓発品の配布を行った。 またクラウンメロンマラソンや駅伝大会にP R用Tシャツを着て参加するなど、P Rを行った。
	17				●	完了	少年消防クラブとの連携	火災予防運動期間に地域の子どもの協力してもらい広報活動を行った。 また、少年消防クラブ担当者と情報交換を行い、少年消防クラブとの連携可能性、現状を確認したが、現在の少年消防クラブは過去の活動のように団と連携した取り組みは難しいことが判明した。
④平時の 消防団の あり方	18	消防団組織 の検討			●	継続	機能別の必要性検討	全分団へアンケートを行い団員の意向調査を実施するとともに、近隣市町等の現状・同行について情報収集を行った。 適正な方向性を示すため、継続して検討を行うこととした。
	19				●	継続	条例定数・年齢の検討	全分団へアンケートを行い団員の意向調査を実施するとともに、近隣市町等の現状・同行について情報収集を行った。 適正な方向性を示すため、継続して検討を行うこととした。

国 取組項目	No	市 取組項目	検討実施年度			実施 状況	取組内容	検討結果に基づく実施内容・実施結果
			2021 R 3	2022 R 4	2023 R 5			
④平時の 消防団の あり方	20		●			完了	各種災害に対応できる訓練の見直し（パフォーマンス的動作、セレモニー的動作の見直し）	早朝訓練の見直し(廃止)により、操法大会重視であった訓練内容も見直し(廃止)し、放水訓練時などの前に最低限の礼式訓練を行うなど、訓練の合理化を図った。
	21	地域実態に即した多様な災害対応の訓練充実	●			完了	応援出動区分等の再検討	災害出動報酬・訓練等報酬の創設に伴い、出動分団を限定した。具体的には建物火災、林野火災は隣接分団まで出動することとしたが、車両火災、その他火災については、地元分団のみの対応とした。その後、団員の減少、団員の職業の多様化などにより、当該分団だけでは出動人員の確保が難しい分団が散見するようになったため、R5に再度出動区分の見直しを行い、浅羽方面隊については、車両火災、その他火災であっても浅羽方面隊全分団の出動とし、火災対応人員の確保を図った。
⑤装備等の充実	22	消防団員の装備充実		● ①	● ②	完了	①3.5 t 車の導入検討 ②可搬積載車の導入計画等の検討	①3.5 t 車を導入し、運用していく方針を決定した。2023年度（令和5年度）から3.5 t ポンプ車の整備を開始した。また、3.5 t ポンプ車の運用開始に伴い、積載可能資機材の種類、数量が限定されることから、併せて、後続資機材搬送車両を導入し、本部員が運転(出動)している。 ②分科会、分団アンケートなどを通じて現役団員の意見を確認し、メリット・デメリットを整理したが、運用方針、更新計画を策定するまでには至らなかったため、継続して検討を行うこととした。

国 取組項目	No	市 取組項目	検討実施年度			実施 状況	取組内容	検討結果に基づく実施内容・実施結果
			2021 R 3	2022 R 4	2023 R 5			
⑤装備等の 充実	23	消防団員の 装備充実			●	完了	風水害に対する対応	災害対応マニュアル(袋井市消防団)の見直しを行うとともに、風水害対応を追加し、団本部からの指示が無くても分団長の判断(要報告)により、分団管内の水防広報や水防パトロールを実施できることとした。 今後も、定期的に内容確認、改定を行う体制を整えた。
	24			●		完了	事務効率化に向けたアプリ検討	消防団員動態管理システム(アプリ名：ファイヤーチーフ)を導入し、アプリを活用した活動報告により出動報酬等支給を行っている。 庶務班長の負担は軽減できたが、より良いツールについて、情報収集し改善していく。

なお、令和3～5年度の消防団充実強化検討実施期間以降も、「消防団に対する理解の促進」をはじめ、消防団員が活動しやすいよう団員の処遇や活動の改善、入団促進の取り組みなどについて、現在も継続的に実施している。

袋井市消防団組織最適化検討会 委員名簿

2024年度（令和6年度）

No.	役 職	氏 名	所属組織等
1	会 長	大河原 幸夫	袋井市副市長
2	副会長	高木 清隆	有識者
3	委 員	河原崎 範彦	袋井消防本部 消防長
4	〃	梅若 充記	袋井市消防団団長
5	〃	鈴木 健嗣	袋井市消防団副団長(筆頭)
6	〃	山口 正記	消防団顧問(R 1 ～ 3 団長)
7	〃	村松 孝師	消防団顧問(R 4 ～ 5 団長)
8	〃	渡瀬 典幸	袋井市まとい会
9	〃	古川 伸一郎	浅羽町まとい会
10	〃	金原 正佳	今井自治会連合会会長
11	〃	鈴木 省吾	三川自治会連合会会長
12	〃	長山 幹雄	浅羽東自治会連合会会長
13	〃	松下 雅由	浅羽南自治会連合会会長
14	〃	石黒 加奈	有限会社モンヤ電気(取締役)
15	〃	杉 亜佑美	静岡県社会福祉協議会
16	〃	斎藤 浩二	N S K ワーナー株式会社
17	〃	森 正人	遠州中央農業協同組合

2025年度（令和 7 年度）

No.	役 職	氏 名	所属組織等
1	会 長	大河原 幸夫	袋井市副市長
2	副会長	高木 清隆	有識者
3	委 員	大庭 英男	袋井消防本部 消防長
4	〃	梅若 充記	袋井市消防団団長
5	〃	大城 和也	袋井市消防団副団長(筆頭)
6	〃	山口 正記	消防団顧問(R 1 ～ 3 団長)
7	〃	村松 孝師	消防団顧問(R 4 ～ 5 団長)
8	〃	渡瀬 典幸	袋井市まとい会
9	〃	古川 伸一郎	浅羽町まとい会
10	〃	黒岩 靖子	今井自治会連合会会長
11	〃	鈴木 省吾	三川自治会連合会会長
12	〃	長山 幹雄	浅羽東自治会連合会会長
13	〃	金原 昌之	浅羽南自治会連合会会長
14	〃	石黒 加奈	有限会社モンヤ電気(取締役)
15	〃	杉 亜佑美	静岡県社会福祉協議会
16	〃	斎藤 浩二	N S K ワーナー株式会社
17	〃	森 正人	遠州中央農業協同組合

袋井市消防団組織最適化検討会 要綱

1 目 的

近年、災害の多発化・激甚化が進み、消防団員一人ひとりの役割が大変重要なものとなっていることから、令和3年度から令和5年度までの3年間、袋井市消防団充実強化検討会を組織し、災害出動報酬・訓練等報酬の創設をはじめ、団員の処遇のあり方や団を支える市と地域の様々な取り組み及び団活動等24項目について検討したが、機能別団員の必要性、条例定数や年齢については、具体的な対応方針など示すことができなかったため、新たな組織を設立し、継続検討事項に加え、新たな検討課題についても検討することを目的とする。

2 検討会の名称

本市の地域防災力の中核を担う袋井市消防団を組織として継続していくうえで、本市消防団として最適規模（分団数、団員数、管轄範囲、必要資機材等）を検討し、長期的に持続可能な消防団組織とするべく、組織の最適化を図る必要であることから、本検討会の名称は、「袋井市消防団組織最適化検討会」（以下、「検討会」という）とする。

3 検討事項

検討会は、機能別団員の必要性、条例定数、対象年齢、分団の統廃合をはじめ、検討会を進めていく中で、新たに検討が必要となる事項について、検討する。

4 検討会

- (1) 検討会の委員は、別添のとおりとする。
- (2) 検討会に会長及び副会長を置く。会長及び副会長は、委員の中から選出する。
- (3) 会長は、検討会を代表し、会務を統括する。
- (4) 検討会には、必要に応じて委員以外の者を招集することができる。
- (5) 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を行う。また、会長及び副会長に事故があるとき、又は会長及び副会長が欠けたときは、委員の中から新たに選出する。
- (6) 検討会は、原則非公開とし、特段の理由がある場合には、委員の過半数の賛成で公開とすることができる。

5 運 営

検討会の庶務は袋井市危機管理課が処理する。